

# 指定管理業務点検・評価シート（令和4年度業務）

令和5年 月 日

施設名	鳥取県立船上山少年自然の家	所在地	東伯郡琴浦町山川807-2
施設所管課名	社会教育課	連絡先	担当：生涯学習推進担当 岡本 電話：0857-26-7944
指定管理者名	TKSS・富士総合警備保障共同企業体	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

## 1 施設の概要

設置目的	自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練を通じて少年の健全な育成を図るものとする。
設置年月日	昭和52年7月
施設内容	○敷地面積：27,911.00㎡ ○建築面積(延)：3,667.93㎡ ○施設内容：屋内施設（レクリエーションホール、研修室、食堂、浴室、体育館、宿泊室） 屋外施設（キャンプ場、野外炊事場、集いの広場、カヌー倉庫）
使用料	学生以下…無料、一般…宿泊(一人一泊につき)920円・日帰り(一人一日につき)460円
開館時間	午前8時30分～午後5時15分
休館日	月曜日、国民の祝日（その日が土、日の場合は開所）、年末年始（12月29日から1月3日）

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	○鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という）第5条第1号に掲げる業務 ア 施設設備の保守管理及び修繕 イ 施設の保安警備、清掃等 ○設置管理条例第5条第2号に掲げる業務 ア 管理施設の利用許可、使用料の徴収等に関する業務 (7) 設置管理条例に基づく利用の許可 (イ) 適正な管理に必要な利用者への措置命令及び施設からの退去命令 (ウ) 使用料の徴収 (エ) 使用料の減免 イ その他管理施設の管理に必要な業務 (7) 管理施設の利用受付及び案内 (イ) 施設の利用促進 ○設置管理条例第5条第3号に掲げる業務 受入事業・主催事業実施補助業務
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）： 1人、非常勤職員：3人 [計 4人] 庶務部長（正職員1） — 事務員（非常勤職員1） — ボイラー技師（非常勤職員1） — 技術指導支援員（非常勤職員1）
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

## 4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R4年度		652	550	1,968	1,629	468	1,287	1,899	1,054	599	145	365	527
R3年度		343	588	1,553	967	737	702	1,283	954	551	68	148	87	7,981
増減		309	-38	415	662	-269	585	616	100	48	77	217	440	3,162

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R4年度		44	125	239	200	44	76	245	76	81	1	35	37
R3年度		14	61	175	78	37	30	164	59	67	1	0	15	701
増減		30	64	64	122	7	46	81	17	14	0	35	22	502

5 収支の状況

(単位：千円)

区 分		令和4年度	令和3年度	増 減	
収入	事業収入	シーツ料	503	306	197
		体験活動費	700	395	305
		指定管理料	42,967	41,198	1,769
		小 計	44,170	41,899	2,271
	事業外収入	雑収入	554	565	-11
		小 計	554	565	-11
計		44,724	42,464	2,260	
支出	人件費	11,554	12,137	-583	
	管理運営費	29,322	26,862	2,460	
	事業費	1,495	1,953	-458	
	計	42,371	40,952	1,419	
収 支 差 額		2,353	1,512		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考	
	正職員	非常勤職員	臨時職員		
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則 労働条件通知書	就業規則 労働条件通知書		※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有		※常時10人以上の労働者を 起床する場合は作成、届出が 必要
	労使協定の締結状況	有	有		※労働基準監督署長への届出 が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	7時間45分/日	・5時間45分/日 ・週29時間		※幅がある場合は上限、下限 を記入
	時間管理の手法	自己申告及び使用者の現認	自己申告及び使用者の現認		※タイムカード、ICカード、自己 申告、使用者の現認などの別 を記入
	休暇、休日の状況	休暇：年20日	休暇：年20日		※幅がある場合は上限、下限 を記入
給与	給与金額		時給1,170円～1,465円		※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適		※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無		※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：選任あり		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
  - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
  - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
  - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
  - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
  - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
  - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
  - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
新型コロナウイルス感染症対応・環境整備	<p>【R4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈り機、電動トリマー等を購入し美観維持に努めるほか、指定管理施設運営評価委員会の御意見をを受けて植栽管理に力を入れるなど、ホスピタリティマインドの向上に努めた。</li> </ul> <p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年度に鳥取県の新型コロナ認証事業所の認証を取得し、引き続き施設内消毒の徹底・換気等を行うなど、県職員と連携して安心・安全に施設を利用していただけよう環境整備に努めた。</li> </ul>
活動備品の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時やキャンプ時に使用できるポータブル電源を購入し、利用者の快適性の向上を図った。</li> </ul>
体験活動の充実	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症及び大雪の影響で実施できなかったものの、指定管理者企画として「琴浦町満喫キッズキャンプin船上山」、「TKSS杯卓球大会」を企画した。</li> <li>・高齢者、レディース、ジュニア、ファミリー等の幅広い年代を対象とした主催事業「船上山カレッジ」を実施した。</li> </ul>
利用サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケートを実施し、利用者の意見には誠実に対応することで、利用者の利便性が向上している。</li> <li>・ノートパソコンを購入し、利用者の希望に合わせて事前打ち合わせをリモートで実施できるようにするなど、利用者の利便性の向上を図った。</li> <li>・減免申請書の備考欄に減免対象をチェックできる欄を設け、利用者にわかりやすい様式に変更した。</li> <li>・主催事業の事前登録制度「とくとく船上山」を実施し、中止となった大型主催事業を小規模主催事業に変更して臨機応変に実施するなど、県職員と連携してタイムリーに主催事業を企画し発信した。</li> </ul>

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	利用者アンケートによる。(従来から行っているもの。指定管理に特化した質問項目はない)
------------	--------------------------------------------

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
指導員の指導がわかりにくかった。	指導係と共通理解し、改善できるよう対応していく。
給食の量が多い(または少ない)。	給食会と相談し、幼児食などの特別メニューを検討する。

利用者からの積極的な評価
利用者アンケートの結果(R4~H27の比較)・・・
職員の対応 「とても満足・少し満足」R4:99% R3:99% R2:100% R1:100% H30:100% H29:100% H28:100% H27:99%、 「やや不満・とても不満」R4:1% R3:1% R2:0% R1:0% H30:0% H29:0% H28:0% H27:1%
利用満足度 「とても満足・少し満足」R4:100% R3:100% R2:100% R1:98% H30:99% H29:99% H28:99.6% H27:99%、 「やや不満・とても不満」R4:0% R3:0% R2:0% R1:2% H30:1% H29:1% H28:0.4% H27:1%

9 指定管理者による自己点検

<p>【成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項】</p> <p>【新型コロナウイルス対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策に積極的に取組み、認証事業所として安心・安全に利用できる施設環境整備に努めた。</li> </ul> <p>【利用者サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船上山カレッジ等の小規模主催事業を提案し、土日を受入も行えるようにしているほか、主催事業の事前登録制度「とくとく船上山」を実施するなど、県職員と連携して時機を捉えた主催事業の情報提供に努めた。</li> </ul>
<p>【現在、苦慮している事項】 【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】</p> <p>【現在苦慮している事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化に伴う修繕が多く、修繕費が多額になるとともに業者対応も多くなっている。</li> <li>・電気料金が高騰している。昨年は宿泊利用人数制限もあり夏も宿泊利用が少なかったが、今夏から定員が200名に戻り予約も多くなっているため、電気代の上昇を懸念している。</li> </ul> <p>【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4年度に中止になった指定管理者提案主催事業「琴浦町満喫キッズキャンプin船上山」をR5年度は実施したい。</li> </ul>

10 施設所管課による業務点検

項目	評価	点検結果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	・県の新型コロナ認証事業所として新型コロナウイルス対策を実施し、安心・安全に利用できる施設環境整備に努めた。 ・設備の点検・保守等が適正に行われた。また、施設の美化、環境整備に積極的に取り組んでいる。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○使用料の徴収、減免の実施	3	利用許可、使用料の徴収、減免など、協定書に沿って適正に管理されている。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	利用の受付・案内、付属設備、備品の貸し出しなど、協定書に沿って適正に管理されている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開  ○利用者意見の把握・対応	3	・新型コロナの影響により利用者数が激減していたが、県職員の指導部門と連携し、幅広い年齢層を対象とした船上山カレッジの実施等を行い、R1年の1/2強まで利用者数が回復した。 ・ノートパソコンを購入し、利用者の希望に合わせて事前打ち合わせをリモートで実施するなど、利用者の利便性の向上を図った。
[その他] ○指導部門との連携	4	民間のノウハウを活かした職員研修や主催事業を提案するなど、積極的に県職員である指導部門と連携し、利用者にも高い評価を得ている。
[収入支出の状況]	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
[職員の配置]	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 ○必要な規程類の整備	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注等	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
総括	3.2	新型コロナウイルス感染症対策に迅速かつ積極的に取り組んだ。引き続き利用者の高評価を維持するとともに、協定書に沿って、積極的かつ堅実な施設運営に努め、制度の趣旨に沿った成果を上げている。

《評価指標》5：協定書の内容以上に高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。  
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。  
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。  
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。  
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。  
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。